

認知症高齢者への支援の充実

在宅療養推進協議会認知症専門部会報告

平成30年3月27日
高齢施策担当部
高齢者支援課

認知症高齢者への支援の充実

高齢者支援課

目標：認知症とともに安心して暮らせるよう、区民、関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます

第7期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案 平成30～32年度

○ 施策の方向性と平成30～32年度の取組

1 認知症の相談体制の充実と適時・適切な医療・介護等の提供

(1) 早期対応のための相談体制

【充実】高齢者相談センターの再編に合わせ、認知症地域支援推進員の配置を拡大（認知症相談体制の強化）

【充実】認知症病床を有する専門病院との連携強化（地域包括支援センターにおける相談・支援をバックアップ）

【充実】医師の協力による認知症専門相談（認知症初期集中支援チーム）を4圏域で各月1回開催（適時・適切な医療・介護の提供）

(2) 医療・介護連携

【充実】医療・介護連携シートの活用を促進（薬局からの配布）

◆「医療と介護の情報サイト」の更新

◆在宅療養推進協議会認知症専門部会や練馬区認知症疾患医療連携実務者連絡協議会を通じ施策を推進

(3) 人材育成

◆練馬介護人材育成・研修センターにて認知症支援力向上を内容とした講座を開催

2 認知症とともに安心して暮らせるやさしい地域づくり

(1) 認知症の理解普及

◆認知症疾患医療センターの協力を得た「医師が話す認知症の基礎講座」の開催

◆認知症ガイドブック（ケアパス）を用いた地域学習会の開催

◆認知症サポーター養成講座を企業、地域団体、学校等幅広く開催

◆「認知症サポーター・ステップアップ講座」によりサポーターのスキルアップを支援

◆若年性認知症に対する理解を促進する講演会を開催

◆高齢者ドライバーへの安全運転の啓発、運転免許自主返納の勧奨

(2) 介護者支援

【新規】区民ボランティアの協力による訪問支援事業やコンビニエンスストアとの連携強化、見守り体制の充実

【新規】介護離職防止啓発リーフレットを区内事業者に配布

【充実】ステップアップ講座を修了した認知症サポーターに対し、訪問支援事業や介護家族会等を案内し、主体的な活動を支援

【充実】認知症の人の声から地域での暮らしを考える「認知症フォーラム」および「地域生活講座」の開催

【一部新規】若年性認知症の方の生活支援や地域団体等の活用による居場所づくりを充実するとともに若年性認知症支援力向上研修の実施

◆負担の少ない介護、地域の支援のあり方を考える介護家族の学習・交流会および介護家族支援者交流会を開催

◆介護ストレスへの傾聴を行う「認知症介護家族による介護なんでも電話相談」を実施 ◆認知症カフェ等の介護者を支える地域の取組を周知し利用促進

◆介護技術や認知症の人への関わり方を学ぶ家族介護者教室を実施 ◆徘徊対策として位置情報提供サービスの活用を促進

(3) 権利擁護

【充実・一部新規】地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークによる支援を強化（法人後見の開始・関係職員向け研修の実施）

◆権利擁護センター「ほっとサポートねりま」と連携し相談事業や社会貢献型後見人の養成

3 早期からの認知症予防活動の充実

(1) 認知症の予防

【新規】認知症予防推進員の養成と地域での自主活動への支援

◆最新の知見を紹介する認知症予防講演会の開催

【充実・一部新規】認知症予防プログラム（パソコン・読み聞かせ）の開催と新規プログラムの検討・実施 ◆予防啓発冊子「認知症に強い脳をつくろう」の配布

地域包括支援センター見直しにより拡充する相談事業

医療・介護相談体制、認知症相談体制の充実（平成30年度から実施）

- 医療と介護の相談窓口を高齢者相談センター本所4か所から地域包括支援センター25か所に増設
- 「医療・介護連携推進員」と「認知症地域支援推進員」を全ての窓口に配置し、高齢者の身近な地域で専門的な相談に対応

医療と介護の連携強化

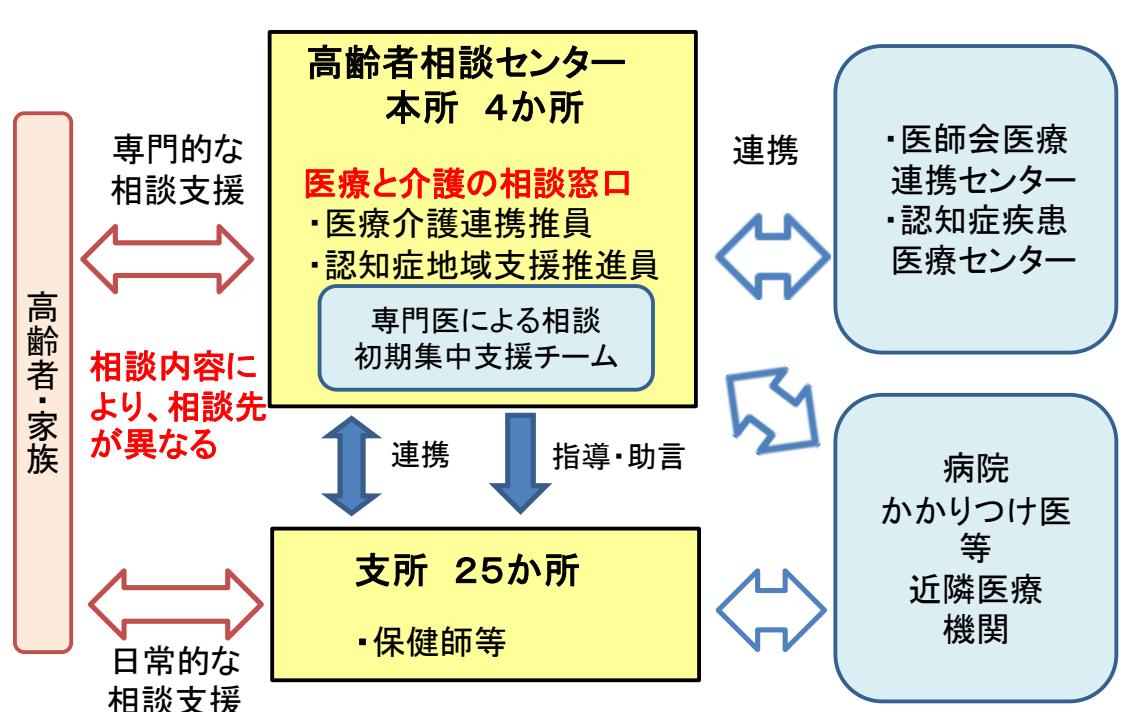
- ・各センターの医療介護連携推進員が患者、家族、医療機関からの相談に対応
- ・病院から在宅療養への移行、在宅療養の開始・継続に関する必要な支援を把握して医療と介護サービスのコーディネートを実施

認知症相談支援体制強化

- ・各センターの認知症地域支援推進員が、認知症専門医療機関等と連携し、容態に応じた支援や家族への支援を実施
- ・身近な地域の窓口での相談から、認知症専門相談に適切につなぐ
- ・区内の認知症疾患医療センター（慈雲堂病院）に加え、新たに認知症病床を有する病院（陽和病院）を地域包括支援センターの後方支援機関とする。区内の認知症専門機関と連携を強化し、より専門的な相談支援体制を構築

現状

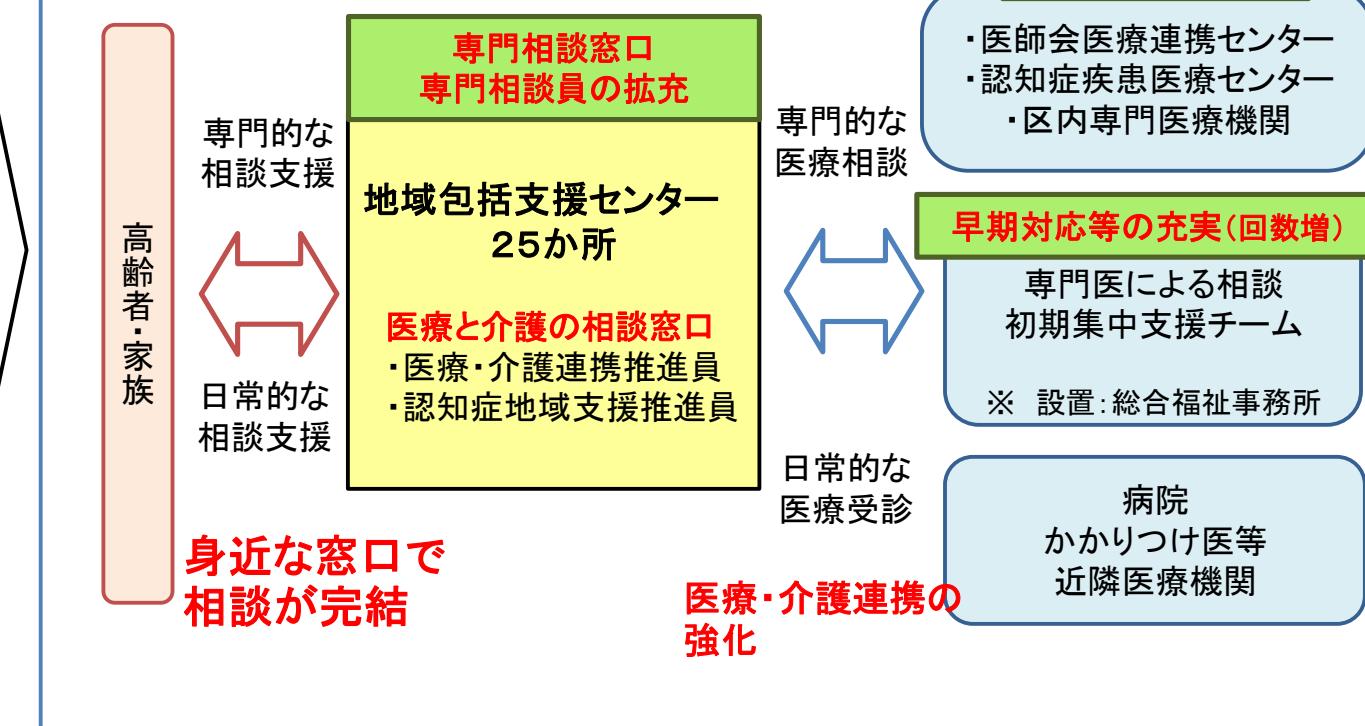
医療と介護の相談窓口の設置により、医療機関と各推進員との連携が進んだ一方、本所と支所で役割が分かれているため、区民にとっては、支援の過程で窓口の推進員から支所の相談員に支援者が変更することがあった。



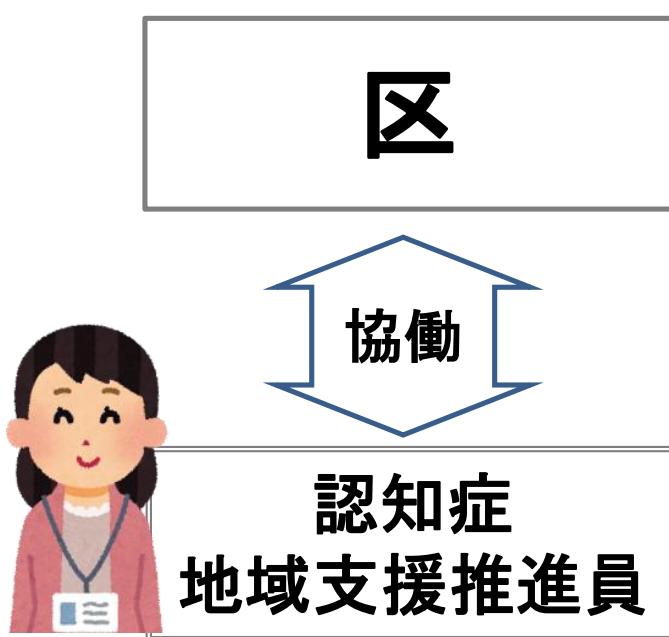
見直し後

身近な地域での高齢者支援の充実

全てのセンターにおいて、専門的な相談支援と日常的な相談支援を一体的に実施



認知症地域支援推進員



【推進員の要件】

- ①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると区市町村が認めたもの

【配置先】

- 地域包括支援センター
- 区市町村本庁
- 認知症疾患医療センター など

医療・介護等の支援ネットワーク事業

- ・ 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- ・ 区市町村等との協力による、認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の作成・普及 等



認知症対応力向上のための支援

※ 関係機関等と連携し、以下の事業の企画調整を行う

- ・ 認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設などにおける処遇困難事例の検討及び個別支援
- ・ 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- ・ 「認知症カフェ」等の開設
- ・ 認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施 等



相談支援・支援体制の構築

- ・ 認知症の人や家族等への相談支援
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業(地域支援事業)

【事業実施】平成27年度(練馬区) ※平成30年度よりすべての自治体で実施

認知症・高齢者精神疾患等相談フロー図

